

湧別町内で就業する方の奨学金返還を支援します！

～ 湧別町奨学金返還支援事業補助金 ～

湧別町は、将来を担う若者の定住及び就業を応援するため、町内にお住まいになり就業された方の奨学金返還に対し、**年間最大18万円**の支援します。

1. 支援の対象となる方

次の要件すべてに該当する方が、補助金による支援の対象となります。

- (1) 湧別町に住民登録をしている方
- (2) 初めて町内の事業所に就業する方のうち、5年以上継続して就業する見込みの方※1
- (3) 大学等※2を卒業後、在学期間中に奨学金の貸与を受け、返還を行っている方
- (4) 奨学金の返還に対し、他からの助成を受けていない方
- (5) 町税等を滞納していない方

※1 国家公務員及び地方公務員(湧別町役場職員を除く)は対象となりません。

※2 学校教育法に定める大学、短期大学、専修学校及び高等専門学校をいいます。

2. 支援の対象となる奨学金の種類

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
- (2) 都道府県・市町村等が設ける貸与型奨学金
- (3) 生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)
- (4) その他町長が認める奨学金

3. 支援の対象となる奨学金の返済期間

湧別町に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内で、継続した120ヵ月が上限です。

4. 年間に受けられる補助金の額

次のいずれか低い額が補助金の額になります。

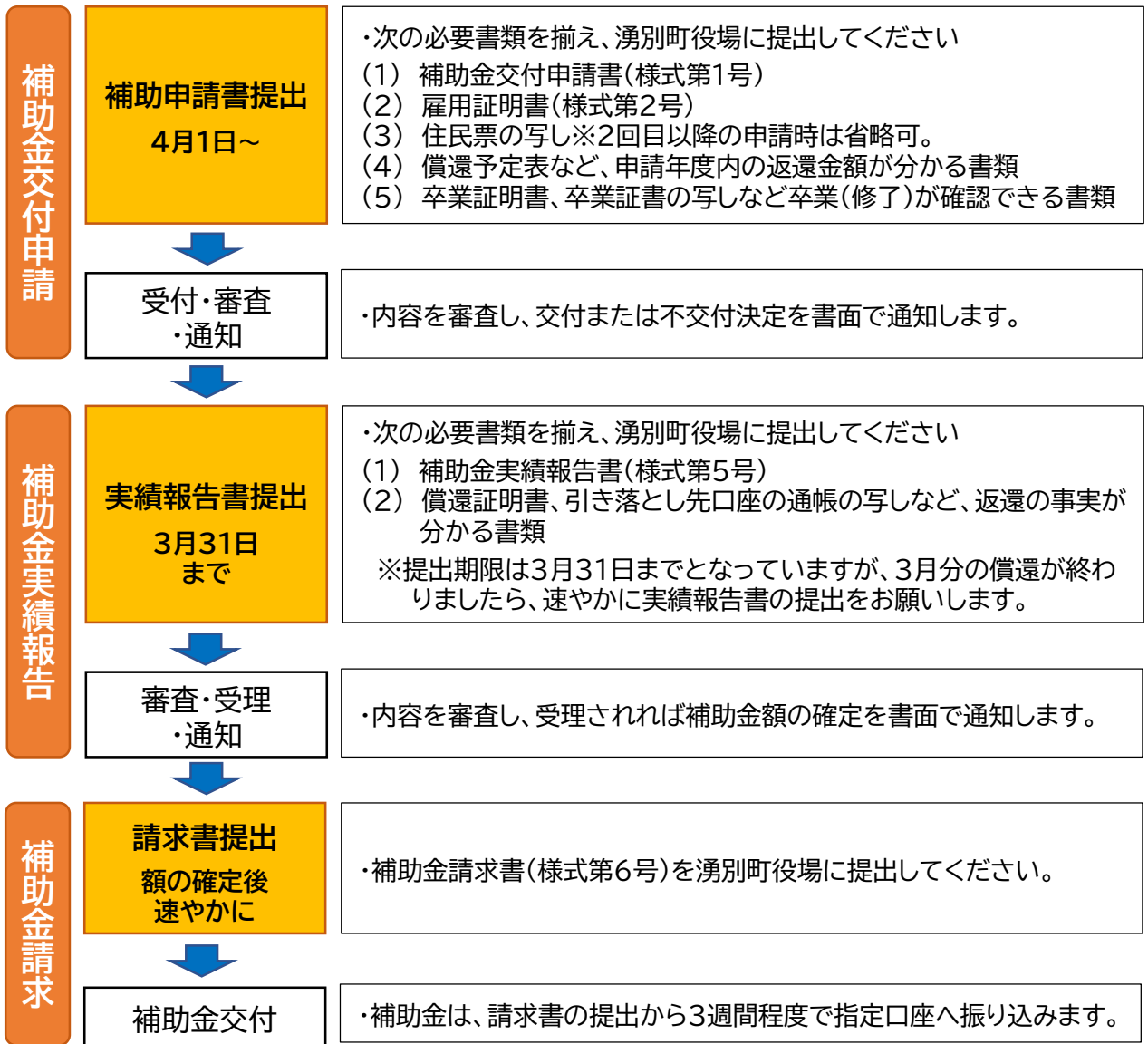
- (1) 年度内(4月～3月)に返還する奨学金の額
- (2) 45,000円に直前に卒業(修了)した大学等の卒業(修了)に必要な修学年数を乗じて得た額(上限18万円)

5. 補助金交付申請書の提出期間

最初の返還を行う日までに申請書を提出してください。

※申請書の提出以前に返還を行った額については、補助の対象となりませんので、申請はお早めに。

6. 補助金交付申請から補助金交付までの流れ



7. 補助金の返還条件にご注意ください！

補助金の交付について、不正や違反があった時には、補助金の返還が必要になります。

また、初めて補助金を受けた年度から5年以内に町外へ転出した場合や町内で就業しなくなった時にも補助金返還の対象になりますので、ご注意ください。

8. 申請書類等の提出・お問い合わせ先

湧別町役場 企画財政課 未来づくりグループ

(電話:01586-2-5862 E-mail:kikaku@town.yubetsu.lg.jp)

〒099-6592 紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地



湧別町 奨学金返還

で検索